株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十六号)(第六条関係)

| 得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等(当該信託融商品取引業者に委託して行った場合に限る。)において当該取定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、宝五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 | 平成十七年法律第八十六号)第百五十六条第一項(同法第百六十万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法(継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百 | 株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社のらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。)又 | る場合は、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又はこれ十(会社の役員(取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であ一〜九)(略) | する。 | 改正案 |
|--|---|---|--|-----|-----|
| 株券等を信託された者が保有する当該株券等(当該信託された者券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 | 平成十七年法律第八十六号)第百五十六条第一項(同法第百六十万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法(継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百 | 株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社のらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。)又 | る場合は、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役又はこれ十 会社の役員(取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であー〜九 (略) | する。 | 現   |